

# 現場説明書

特記事項1

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

## 法令及び規格

### 1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- イ 電気設備技術基準
- ロ 河川管理施設等構造令・同施行規則
- ハ 河川砂防技術基準（案）
- ニ ダム・堰施設技術基準（案）
- ホ 水門・樋門ゲート設計要領（案）
- ヘ ゲート用開閉装置（機械式）設計要領（案）
- ト ダム・堰施設検査要領（案）
- チ 水門鉄管技術基準
- リ 機械工事共通仕様書（案）
- ヌ 機械工事施工管理基準（案）
- ル その他関係法令等

### 2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- イ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ロ 日本電機工業会規格（JEM）  
ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。
- ハ その他関係規格、基準等

## 書類関係

### 1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- |                                  |             |      |
|----------------------------------|-------------|------|
| イ 図面類<br>(外形図, 組立図, 展開接続図及び施工図等) | 設計完了後速やかに   | 2部   |
| ロ 納入機器及び材料の仕様                    | 〃           | 2部   |
| ハ 現場立会検査要領書                      | 検査予定15日前までに | 2部   |
| ニ その他監督員が指示する図書                  |             | 必要部数 |

### 2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副2部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- |         |               |    |
|---------|---------------|----|
| イ 施工要領書 | 現場工事着手15日前までに | 2部 |
|---------|---------------|----|

# 現場説明書

特記事項2

工事名：R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

ロ	月間及び週間工程表（予定及び実績）	2部
ハ	工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合）打合せ後7日以内	2部
ニ	据付記録 実施後3日以内	2部
ホ	検査及び試験記録 実施後7日以内	2部
ヘ	工事写真（代表写真） 工事しゅん工検査請求日までに	2部
ト	工事写真 工事しゅん工検査請求日までに	2部
チ	完成図書 //	4部
	（イ）完成図面（外形図，組立図，展開接続図及び施工図等）	
	（ロ）据付記録	
	（ハ）検査及び試験記録	
	（ニ）取扱説明書	
	なお，完成図書のスタイルは，監督員の指示による。	
リ	その他監督員が指示する図書	必要部数

## 設計及び製作

### 1 一般事項

- イ 機器及び材料（以下「機器等」という。）は使用条件を満足し，かつ，既設備と十分に協調のとれたものとするとともに，保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- ロ 製作完了後，工場内で諸試験を行い，不適当な箇所が発見された場合は，直ちに修正又は取替を行い，支障のないことを十分確かめなければならない。
- ハ 各機器等の製作にあたっては，耐震性を考慮しなければならない。
- ニ 各機器等は地球環境を考慮し，できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに，設計においては十分配慮しなければならない。
- ホ 各機器等の設計及び製作にあたっては，現場の状況を十分に調査の上，製作寸法，仕様等を決定すること。
- ヘ 本説明書に記載なき事項についても各機器等は地球環境を考慮し，できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに，設計においては十分配慮しなければならない。

### 2 既設備の仕様

既設備（5号洪水吐ゲート設備）の仕様は次のとおりである。

#### イ 既設ゲートの仕様

- （イ）型 式 鋼製ローラゲート
- （ロ）純 径 間 13.000m
- （ハ）扉 高 13.800m
- （ニ）決 し ゃ 板 無し
- （ホ）水 密 方式 前面三方ゴム水密
- （ヘ）最大設計水深 14.100m

#### ロ 既設巻上機の仕様

- （イ）型 式 単胴複索式（手動装置付）

# 現場説明書

特記事項3

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

- (ロ) 巻上速度 0.3m/min
- (ハ) 揚程 15.6m
- (ニ) 操作方法 機側操作及び遠方操作

## ハ 既設電動機の仕様

- (イ) 型式 三相深溝かご形誘導電動機
- (ロ) 始動方法 直入れ
- (ハ) 始動階級 D
- (ニ) 定格電圧 220V
- (ホ) 定格電流 118A
- (ヘ) 定格出力 37kW
- (ト) 定格周波数 60Hz
- (チ) 定格回転数 1180rpm

## 3 取替材料の仕様

水密ゴム取替において使用する材料は、既設ゲートに合致する以下の仕様を満足したものとすること。

### イ 水密ゴム

- (イ) 側部水密ゴム L65×160×13,805 2本  
L型ゴム, クロロプレン, 硬度Hs50
- (ロ) 底部水密ゴム t42×115×13,100 1本  
台形ゴム, クロロプレン, 硬度Hs50
- (ハ) 側部用ゴムシート t3×60×13,805 2枚  
クロロプレン, 硬度Hs40
- (ニ) 接合用ゴムシート t6×115×180 2枚  
クロロプレン, 硬度Hs50

### ロ 水密ワッシャ

- (イ) 水密ゴムワッシャ及び押え金物 M16用 322個  
φ30×t6.5 (クロロプレン, 硬度Hs70) φ38 (SUS304)
- (ロ) 水密ゴムワッシャ及び押え金物 M18用 72個  
φ38×t6.5 (クロロプレン, 硬度Hs70) φ46 (SUS304)

### ハ ボルト及びナット

- (イ) ボルト及びナットは、JIS B 0205のメートル並目ねじとし、材質はSUS304とする。

## 4 取替機器の仕様

機側操作盤内機器取替において使用する機器は、以下の仕様を満足し、既設備と十分に協調のとれたものとすること。

### イ 漏電遮断器

- (イ) 規格・必要数量 AC200V, 3P, 225AF, 225AT, 42kA 1個  
(参考型式(既設) 富士電機 SGa203A 警報接点1a付)

### ロ 配線用遮断器

# 現場説明書

特記事項4

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

(イ) 規格・必要数量	AC220V, 2P, 32AF, 5AT, 5kA	2個
(参考型式(既設))	富士電機 SA32)	
(ロ) 規格・必要数量	AC220V, 2P, 32AF, 15AT, 5kA	1個
(参考型式(既設))	富士電機 SA32)	
(ハ) 規格・必要数量	AC220V, 2P, 32AF, 20AT, 5kA	1個
(参考型式(既設))	富士電機 SA32)	
ハ 栓型ヒューズ		
(イ) 規格・必要数量	AC/DC600V, 3A	4個
(参考型式(既設))	富士電機 AFaC30)	
ニ 電磁接触器		
(イ) 規格・必要数量	AC200V, 37kW	1個
(参考型式(既設))	富士電機 SC-7N AC200V)	
ホ 可逆電磁開閉器		
(イ) 規格・必要数量	AC200V, 37kW	1個
(参考型式(既設))	富士電機 SW-7NRM2E)	
ヘ 反相継電器		
(イ) 規格・必要数量	AC200V	1個
(参考型式(既設))	富士電機 QE-20N 3φ200-220V)	
ト 補助継電器		
(イ) 規格・必要数量	AC200V, 4a4b, 10A	12個
(参考型式(既設))	富士電機 SRCa50-3F AC200V4a4b)	
(ロ) 規格・必要数量	DC24V, 4c, 5A	3個
(参考型式(既設))	富士通 FRL-233N DC24V)	
チ ダイオード		
(イ) 規格・必要数量	400V, 1.1A	3個
(参考型式(既設))	日立 V06E)	
リ アレスター		
(イ) 規格・必要数量	90V	12個
(参考型式(既設))	三光社 T08-90B)	
ヌ 限時継電器		
(イ) 規格・必要数量	AC100~240V オンデレ-0.05s~300h	4個
(参考型式(既設))	オムロン H3BA 200/220/240V)	

## 現場工事

### 1 一般事項

- イ 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。
- ロ 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の

工事名：R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。

- ハ 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- ニ 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- ホ 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- ヘ 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- ト 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- チ 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。
- リ 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- ヌ 受注者は、現場工事車両数を制限し、車両は定められた場所以外には駐車してはならない。
- ル 受注者は、承諾された工事工程表のとおり施工するよう工程管理に対する努力を怠ってはならない。
- ロ 受注者は、危険物の取扱い及び仮置きには十分注意し、定められた対策を講じなければならない。

## 2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

### イ 水密ゴム取替・調整

(イ) 現場作業中は、角落とし（浮ゲート）により止水する。

なお、角落としによる止水作業（装着、格納）は発注者により行う。

(ロ) 底部水密ゴム（ボルト・ナット）取外しの妨げとなる洪水吐ゲート下部に貯まった泥土等はすべて取り除き、既設水密ゴム撤去用の仮設足場を設置する。

(ハ) 既設水密ゴム撤去後に、別途発注の「川口ダム 5号洪水吐ゲート塗装他工事」を実施予定であるため、施工箇所調整、仮設足場の調整等について受注者間及び発注者との協議を十分に行うこと。

(ニ) 既設戸当たり金物及び水密ゴム取付金物等の再使用品において、軽微な歪み等は、修正・補修するものとする。

(ホ) 上記ゲート塗装工事完了後、仮設足場を設置し水密ゴムの取り付け調整を行う。

なお、水密ゴム取り付け完了後、必要箇所について補修塗装を行うこと。

### ロ 機側操作盤内機器取替

(イ) 「取替機器の仕様」の項で記載した機器について取替を行う。

(ロ) 盤内機器取替時は、外部接点入出力箇所は停電出来ないため、検電実施及び養生等の安全対策を講じること。

### ハ 巻上用電動機取り外し及び取り付け

(イ) 工場整備を行うため、巻上用機電動機の取り外しを行い、工場整備後取り付けを行う。

工事名：R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

(ロ) 電動機の取り外し中はゲートが降下しない様対策を講じること。

## 工場整備

### 1 巻上用電動機工場整備詳細

工場整備の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- イ 電動機各部の清掃, 点検手入れ
- ロ 固定子及び回転子の蒸気清掃, 乾燥
- ハ ワニス塗布, 乾燥
- ニ 軸受(反負荷側, 負荷側)の取替
- ホ 小ボルト, ワッシャ類の取替
- ヘ カップリングボルト, ゴムの取替
- ト 電動機リード線の取替
- チ 運転, 試験測定
- リ その他監督員の指示する項目

## 検査及び試験

### 1 工場検査及び試験

次に掲げる機器については、工場検査及び試験の結果を監督員に提出し承諾を得た後、現場へ搬出するものとする。

- イ 対象機器
  - (イ) 巻上用電動機

### 2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

- イ 検査及び試験内容
  - (イ) 員数検査
  - (ロ) 洪水吐ゲート水平度測定
  - (ハ) 戸当たり検査
  - (ニ) 水密ゴム外観検査
  - (ホ) 水密ゴムつぶれ代測定
  - (ヘ) 漏水検査
  - (ト) 総合動作試験
- ロ その他監督員の指示する項目

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事  
工 程

## 1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事期間中に別途「川口ダム 5号洪水吐ゲート塗装他工事」を発注(予定)である。本工事は、上記工事と施工箇所が近接するため、仮設置、施工範囲調整及び工程調整が必要な場合は、受注者間及び監督員と協議すること。また、特別な理由が無い限り、電動機の取付は、令和2年1月14日までに完了しなければならない。

## 2 施工の制限(対象 有)

本工事の現場施工にあたっては、監督員の指示(指示予定日:令和元年10月末)があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

## 3 作業時間帯(対象 無)

## 4 工事履行報告書(対象 無)

## 5 その他(対象 無)

## 用地 関係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公 害 対 策

### 1 作業時間(対象 無)

### 2 事業損失防止対策(対象 無)

### 3 濁水処理(対象 無)

### 4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 5 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安 全 対 策

### 1 交通安全施設等(対象 無)

### 2 交通誘導警備員(対象 無)

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事  
 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

## 建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)
  - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
  - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
  - 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
  - 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	廃プラスチック
対象物				○

- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)
- 1 その他(対象 有)

川口ダム堤頂部道路は、狹隘かつ近隣住民の生活道路となっている。資機材の搬入搬出等において通行制限を行う場合には、関係機関に協議するとともに、事前に近隣住民へ十分な周知を行うこと。

## 仮設備

- 1 床掘(対象 無)



工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

## その他

1 図面の電子納品(対象 無)

2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事  
10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 無)

12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 舗装工事(対象 無)

# 現場説明書

特記事項11

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

## 支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名:	(TEL: - - )
	(FAX: - - )
① 工事名:	
② 路線名:	
③ 施工場所:	(添付図:位置図・平面図)
④ 施工時期:	令和 年 月 日～令和 年 月 日

○照会先記入

占有物件管理 者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有: 埋設されております	無: 埋設されていません	
道路管理者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
上水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。  
 2. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。  
 3. 埋設物: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)  
 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。  
 5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。  
 6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

# 現場説明書

特記事項12

工事名: R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事

## 墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日( ) 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。		
	作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1		
	②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧		
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。		
	④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。		
足場組立・解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2		
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。  足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。		
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。		
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。  安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事  
※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。